

令和6年2月7日

市内 居宅介護（介護予防）支援事業者 様

市内 訪問介護事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

訪問介護等における目的地を複数有する場合の通院・外出介助
及び通院等乗降介助の解釈について（通知）

平素は本市介護保険行政に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標題の件につきましては、平成18年12月1日付け「（介護予防）訪問介護における目的地を複数有する場合の通院・外出介助の解釈について」により示しておりましたが、令和3年度介護保険制度改正における見直しを受け、下記のような取扱いといたしますのでよろしく申し上げます。

なお、訪問介護及び訪問型サービス（第1号訪問事業）は、要介護者及び要支援者の居宅において行われるものであり、通院・外出介助については居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に算定できるとされているところでありますので、本取扱いの運用に当たっては誤りのないよう申し上げます。

また、本通知の発出に伴い、上記の平成18年12月1日付け通知は廃止します。

記

1 目的地を複数有する場合の通院・外出介助の取扱い

目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合の通院・外出介助については、それが居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るものであって、以下の要件の全てを満たす場合に

限り算定可能とする。

- (1)連続する複数の目的地がいずれも通院・外出介助の目的地として適当であること。
- (2)「自宅→目的地→目的地→自宅」という介助が、「自宅→目的地→自宅→目的地→自宅」という介助に比して合理的であること。

2 目的地を複数有する場合の通院等乗降介助の取扱い

目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合の通院等乗降介助については、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算（以下、「送迎減算」という。）が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できない。

〔具体的な取扱い〕居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用することを条件に算定する。具体例は以下のとおり。

- (1) 利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。

・居宅

↓

・通所介護事業所 ※帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用

↓通院等乗降介助（1回目）

・病院

↓通院等乗降介助（2回目）

・居宅

(2) 利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所との間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。

- ・居宅

 - ↓通院等乗降介助（1回目）

- ・病院

 - ↓通院等乗降介助（2回目）

- ・通所介護事業所 ※行きの送迎を行わないため送迎減算を適用

 - ↓

- ・居宅

(3) 利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（2か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回について、通院等乗降介助を算定できる。

- ・居宅

 - ↓通院等乗降介助（1回目）

- ・病院

 - ↓通院等乗降介助（2回目）

- ・病院

 - ↓通院等乗降介助（3回目）

- ・居宅

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和3年3月29日)

(問4)

Q：1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。

A：居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

ただし、居宅が起点又は終点となる場合、その間の医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、同一の事業所が移送を行う場合に限り、算定することができる。